
QA53 乳児用食品の「乳児の飲食に供することを目的として販売する食品」とは何か、定義と範囲を明確にしてください

乳児用食品には、一般消費者がその表示内容等により乳児（1歳未満）向けの食品であると認識する可能性が高いもので、以下のような食品が該当します。

- ① 健康増進法第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの
 - ・ 乳児用調整粉乳
- ② 乳児（1歳未満）の飲食に供することを目的として販売するもの
 - ・ 乳幼児を対象とした調整粉乳（フォローアップミルク等の粉ミルクを含む）
 - ・ 乳幼児用食品（おやつ等）
 - ・ ベビーフード
 - ・ 乳幼児向け飲料（ただし、ミネラルウォーター類や飲用茶に該当する飲料は飲料水の基準を適用）
 - ・ その他（服薬補助ゼリー、栄養食品等）

なお、消費者庁において、乳児用食品の表示基準が設定されています。

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関するQ&Aについて（平成24年7月5日）」より作成

出典の公開日：2012年7月5日

本資料への収録日：2012年12月27日